

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局 整理番号（ 1 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	内部管理事務 同上（地方移譲に係るもの）						
事務・権限の概要	人事，職員の福利厚生，会計，行政財産及び物品の管理 等						
予算の状況 （単位：百万円）	13,793百万円						
関係職員数	1,183人（ただし，そのうちの一部である。）						
事務量（アウト プット）	○ 法務局・地方法務局の職員数（配置定員） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>20年度末</th> <th>21年度末</th> <th>22年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,823</td> <td>10,405</td> <td>9,792</td> </tr> </tbody> </table>	20年度末	21年度末	22年度末	10,823	10,405	9,792
20年度末	21年度末	22年度末					
10,823	10,405	9,792					
地方側の意見	【全国知事会】 国に残す。ただし，地方移譲に係るものについては，地方移管。						
その他各方面の 意見							
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において，法務局につ いては，「現行の組織を残す。」とされた。						
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>C - c</p> </div>	○ 事務処理の最適化について 内部管理事務は，事業の実施主体が実施することが適当である。						
備考							

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 2 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	総合法律支援に関する事務 ・日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・日本司法支援センターに対する立入検査等						
事務・権限の概要	【目的】 「総合法律支援」とは、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援であり、より自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。 【根拠法令】 総合法律支援法 【関係する計画・通知等】 【具体的な業務内容】 (1) 日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・支援センター地方事務所への積極的な関与 （地方協議会への参加や、一般の方からの相談の支援センターへの誘導等） ・支援センター地方事務所の実情に関する調査 ・支援センターの運営に関する一般国民からの要望、意見、苦情等の対応 (2) 日本司法支援センターに対する立入検査等						
予算の状況 （単位：百万円）	なし						
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人（ただし、他の業務も兼務している。）						
事務量（アウト プット）	○ 支援センター地方協議会開催回数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>74</td> <td>85</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年度	平成20年度	平成21年度	74	85	86
平成19年度	平成20年度	平成21年度					
74	85	86					
地方側の意見	【全国知事会】 国に残す。						
その他各方面の 意見							
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。						
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">C - c</div>	(1) 事務の性質について 総合法律支援とは、これまで国民が司法によるサービスを受ける際に直面していたアクセス障害を解消し、司法をより身近にするためのものである。この総合法律支援の実施及び体制の整備は、総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」の実現のため、本来国が行うべき司法に関する事務を、民間の手法を取り入れ、国民の視点に立って運営するべく設立された日本司法支援センターが中核となっていくこととされていることから、その業務の適正を最終的に担保するのは国である。 (2) 国と地方自治体の責務について 総合法律支援法は、第8条において、国の責務として、国は、第2条に定める基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨規定し、他方、第9条において、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉						

	の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する旨規定している。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 3 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	国の利害に関係のある争訟に関する事務 ・民事に関する争訟に関する事務 ・行政に関する争訟に関する事務						
事務・権限の概要	<p>【目的】 訟務制度とは、国の利害に関係のある争訟について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張・立証などの活動を行う事務を専門的に所掌する行政機関を特別に設けて、各省庁の所掌事務に関する当該事務をそこに集中させ、国として統一的・一元的に処理する制度である。 国の利害に関係のある争訟を統一的・一元的に行うことによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図るとともに、法律による行政の原理を行政の内部において確保し実現することに寄与するものである。</p> <p>【根拠法令】 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 裁判所に対する事件の申立て 裁判所に申し立てられた事件についての主張・立証 行政機関が抱える将来的に争訟に発展する可能性のある法律問題への照会回答</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	1,913百万円						
関係職員数	349人（22年度末定員） ※訟務事務に係る専従職員数である。						
事務量（アウト プット）	<p>○ 争訟事件（本訴事件）新受件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,431</td> <td>8,507</td> <td>8,514</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年	平成20年	平成21年	8,431	8,507	8,514
平成19年	平成20年	平成21年					
8,431	8,507	8,514					
地方側の意見	【全国知事会】 国に残す。						
その他各方面の 意見							
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。						

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>(1) 事務の性質について</p> <p>訟務事務は、国の利害に関係のある争訟について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張・立証などの活動を統一的・一元的に処理するものであり、このことによって、国の正当な利益の擁護、訴訟の迅速・適正な追行、国民と国家との間の法律上の紛争の適正な解決を図っており、正に国が直接行う事務にほかならず、地方へ移管することは不可能である。</p> <p>(2) その他</p> <p>国の利害に関係のある争訟は、全国津々浦々の裁判所に係属しているところ、国家賠償請求訴訟であれ、行政訴訟であれ、当該事件を所管する行政庁は当該裁判所が所在する法務局・地方法務局の所在地にあることが多く（例えば、労災関係の行政訴訟などでは、当該裁判所所在地の労働基準監督署長などが行政庁となっている。）、これらの事件を迅速かつ適正に対応するためには、当該行政庁と法務局・地方法務局の職員との間で、主張・立証方針の策定等につき、十分な打合せ回数を確保し、連携して対応する必要がある、法務本省のみでこれらすべてに対応するのは困難である。</p> <p>また、緊急性の高い執行停止事件、証拠保全事件や仮処分事件などに適正かつ迅速に対応するためには、事件の係属する裁判所所在地の法務局・地方法務局で対応する必要がある、法務本省で直接処理するのはおよそ不可能である。</p> <p>さらに、法務省は、国を当事者とする訴訟のみならず、地方公共団体又はその行政庁を当事者とする訴訟のうち、国の利害に関係するものについて訴訟追行をする場合があり（被爆者援護法関係訴訟、生活保護関係訴訟、衆議院議員選挙無効訴訟など）、それらについて法務本省のみで処理するのは上記と同様の理由により極めて困難である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 4 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	公証に関する事務 ・公証人の指導監督等						
事務・権限の概要	<p>【目的】 「公証制度」は、証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させることにより、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的とする制度である。</p> <p>【根拠法令】 公証人法、公証人法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 公証人は、法務大臣の監督を受けることとされ、直接の監督は、法務局・地方法務局長（以下「法務局長」という。）が法務大臣の命により行っている。 法務局長は、公証人が保存する書類等を検閲して、執務の状況を調査するとともに、公証人が不適当に取り扱った職務や公証人の地位に不相应な行状があった場合には、訓令等の監督措置を行い、また、公証人が職務上の義務に違反したとき、又は品位を失墜すべき行為があったときは、法務大臣が懲戒処分を行っている。</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	1百万円						
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人（ただし、他の業務も兼務している。）						
事務量（アウト プット）	<p>○ 公証人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20.4.1 現在</th> <th>21.4.1 現在</th> <th>22.4.1 現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>501</td> <td>502</td> <td>498</td> </tr> </tbody> </table>	20.4.1 現在	21.4.1 現在	22.4.1 現在	501	502	498
20.4.1 現在	21.4.1 現在	22.4.1 現在					
501	502	498					
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p>						
その他各方面の 意見	【日本公証人連合会】 地方移管には反対。						
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。						

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>(1) 事務の性質及び人材の確保について【理由④】</p> <p>公証人の業務は、当事者の申述に基づき、これを民法等の実体法に当てはめ、法的評価を証書の作成という形で示して、法律関係を事実上確定させるという性格（事実上の効果は裁判と匹敵する効果）を有する。例えば、公証人が作成する強制執行認諾条項付きの公正証書は、債務名義として、確定判決と同様の効力を与えられている。なお、公証人には、裁判官、検察官若しくは弁護士資格を有する者又はこれに準ずる学識経験を有する者が任命されている。</p> <p>このように、公証人の事務は、裁判に匹敵する位置付けをされているのであって、裁判手続や執行手続と密接に関連する事務（効用において司法に準ずるという意味で準司法的な事務）であることから、その事務の適否を判断するには、極めて高度な法的知識と実務能力が必要である。</p> <p>したがって、公証人の監督については、公証関係の法令はもとより、裁判手続、執行手続及び実体法等の法令に精通した者が行うことが、行政運営の最適化・効率化の観点から適当であり、公証人法をはじめとする業務関係の法令、民事訴訟法、民事執行法をはじめとする裁判手続法、民法、会社法をはじめとする実体法を所管する法務省（法務局）の職員以外の者が、当該業務を十全に行うことは極めて困難ではないかと考えられる。仮に、現在の法務局の職員を地方自治体に移管して対処するとしても、公証事務に専従している法務局の職員はおらず、各地方自治体において、高度な法的知識と実務能力を有する者を配置することは極めて困難であると考えられる。</p> <p>(2) その他</p> <p>法務本省において公証に関する事務を担当する職員は数人しかおらず、法務本省において公証に関する事務を実施することは不可能である。</p> <p>また、公証に関する事務は、事務の性質上、独法化や民間委託化、事務の廃止・民営化にもなじまない。</p> <p>このほか、政令指定都市など、一部地方自治体において公証人の事務を実施することは、新たな二重行政を生じさせるものであり、効率的な事務処理体制とはいえない。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 5 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）																					
事務・権限名	市町村が実施する戸籍事務に関する助言，勧告，指示等																				
事務・権限の概要	<p>【目的】 「戸籍制度」は，日本国民の一人一人について，その出生から死亡に至るまでの親族関係を登録し，公証する唯一の制度である。</p> <p>【根拠法令】 戸籍法，戸籍法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 戸籍事務は，全国統一的な処理を確保する必要があることから，都道府県の関与を排除して市区町村が処理する第一号法定受託事務とされている。 法務局・地方法務局の長は，市区町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を示し，戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは，市区町村長に対し，報告を求め，助言（指導，研修，疑義照会等），勧告又は指示（戸籍訂正許可等）を行う。</p>																				
予算の状況 （単位：百万円）	95百万円																				
関係職員数	458人（22年度末定員） ※戸籍事務及び国籍事務に係る専従職員数である。																				
事務量（アウト プット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地指導及び集団指導回数</td> <td>8,207</td> <td>8,024</td> <td>7,836</td> </tr> <tr> <td>研修延べ日数</td> <td>598</td> <td>588</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>疑義照会件数</td> <td>240,012</td> <td>248,044</td> <td>241,489</td> </tr> <tr> <td>戸籍訂正許可件数</td> <td>12,065</td> <td>11,533</td> <td>11,298</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	現地指導及び集団指導回数	8,207	8,024	7,836	研修延べ日数	598	588	584	疑義照会件数	240,012	248,044	241,489	戸籍訂正許可件数	12,065	11,533	11,298
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																		
現地指導及び集団指導回数	8,207	8,024	7,836																		
研修延べ日数	598	588	584																		
疑義照会件数	240,012	248,044	241,489																		
戸籍訂正許可件数	12,065	11,533	11,298																		
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし，登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから，最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で，市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と，引き続き国において実施すべきという意見があることから，今後更なる検討が必要。ただし，指定都市は実施することが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合，管轄範囲の縮小により，総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や，「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが，それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから，今後更なる検討が必要。</p>																				
その他各方面の 意見																					
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において，法務局については，「現行の組織を残す。」とされた。																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">C - c</div>	<p>(1) 市町村における事務処理体制及び統一性の確保について【理由②】</p> <p>戸籍事務は、涉外事件等をはじめ、複雑かつ難解な事件の増加や法改正に伴う新たな事務の創設等により、今後ますます複雑・困難化していく一方で、市区町村における事務処理体制については、総合行政の推進や行財政改革の流れを受けて、戸籍事務従事職員の8割超が他の事務を兼務しており、さらに、戸籍事務に長年従事させることも困難で、戸籍事務従事職員の5割超が経験年数3年未満となっている。</p> <p>このため、法務局では、全国統一的な処理を確保する観点から、法務局職員が市区町村に直接赴き、現地指導や研修等の細やかな助言も行っているが、市区町村長の職権による誤記等の修正件数が年間約17万件、法務局への疑義照会が年間約24万1千件にも上っているのが現実である。</p> <p>よって、戸籍事務の適正かつ全国統一的な運用を確保するためには、政令指定都市であるか否かにかかわらず、全国の市区町村に対して、法務局によるサポートを継続・充実する必要がある。</p> <p>(2) その他</p> <p>戸籍事務を取り扱う事務所は、平成22年4月1日現在、5,103事務所もあるところ、法務本省において戸籍事務を担当する職員は数人しかおらず、法務本省において現在のような細やかな助言等を継続することは不可能である。</p> <p>また、戸籍事務は、様式的な申請に基づいて、居住関係等といった事実状態を公証するにすぎない住民基本台帳の事務とは異なり、日本国民の国籍及び親族的身分関係を登録・公証する事務であることから、多かれ少なかれ国がその解釈・運用に関与せざるを得ないと思われ、理念的には、主権国家である以上、誰を国民とするか(戸籍編さんの対象者とするか)について第一義的な判断権限を国が持つことは、ごく自然なことと考えられることから、独法化や民間委託化、事務の廃止・民営化にもなじまない。</p> <p>このほか、法務局と市町村は、日常的に連携関係を保っているため、家族法の企画・立案を担う法務本省(国)においては、例えば、性同一性障害者を父とする出生届、外国人に対する虚偽の認知届等、法務局等を通じて戸籍の窓口で発生しているトピックスを迅速に把握することができ、国民のニーズに応じた対応が可能となっている。権限として、完全に自治事務とされれば、当該事務についての国の権限は存在しない(著しく限定される)わけであり、国としての立法事実の把握に遅延が生じることも懸念される。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 6 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）													
事務・権限名	国籍に関する事務 ・帰化に関する事務 ・届出による国籍取得に関する事務 ・国籍離脱に関する事務 等												
事務・権限の概要	<p>【目的】 「国籍」とは、その国の構成員であるための資格であり、日本国籍を取得することで、日本での居住や職業選択の自由、出入国の自由が保障されるほか、参政権が認められ、公務に就任できるなど、外国人とは大きく異なる法的地位が付与される。</p> <p>【根拠法令】 日本国憲法（第10条）、国籍法、国籍法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <p>(1) 国籍の得喪に関する事務 ア 国籍の取得に関する事務 ① 届出による国籍の取得に関する事務 ② 帰化による国籍の取得に関する事務 イ 国籍の離脱に関する事務</p> <p>(2) 国籍の認定に関する事務</p> <p>(3) 国籍選択に関する事務</p>												
予算の状況 （単位：百万円）	313百万円												
関係職員数	458人（22年度末定員） ※戸籍事務及び国籍事務に係る専従職員数である。												
事務量（アウト プット）	<p>○ 届出による国籍取得者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,428</td> <td>1,386</td> <td>1,572</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 帰化許可申請者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,107</td> <td>15,440</td> <td>14,878</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年	平成20年	平成21年	1,428	1,386	1,572	平成19年	平成20年	平成21年	16,107	15,440	14,878
平成19年	平成20年	平成21年											
1,428	1,386	1,572											
平成19年	平成20年	平成21年											
16,107	15,440	14,878											
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p>												
その他各方面の 意見													
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。												

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>(1) 事務の性質について</p> <p>国籍とは、個人が特定の国の構成員であるための資格であり、主権国家である以上、どの範囲の者をその国の国民として認めるかは国が決定するものであることから、最終的には、法務大臣が決定する必要がある。</p> <p>国籍の事務は、当該者に我が国の構成員たる資格があるか否かを審査・判断しているものであり、この国籍の判断を前提として、その証明書を交付する旅券発給事務とは性質も内容も全く異なるものである。</p> <p>(2) 「処理基準」の作成について【理由②】</p> <p>国籍事務は、その性質上、全国統一した運用が必要であり、その事務を適正かつ迅速に処理するためには、「処理基準」が必要不可欠と考えられる。</p> <p>しかし、個々人に関する帰化の許否判断及び日本国籍の認定においては、それぞれ個別具体的な判断が求められ、特に、帰化の許否判断については、最終的には、法務大臣の裁量による総合的な判断を要するため、国において、判断の基準などを整理したとしても、全国統一性を確保することができるような、実務において機能する「処理基準」にはならないのではないかと考えられる。</p> <p>(3) 効率的な事務処理体制について【理由④】</p> <p>国籍に関する届出事件等は、地域によってその件数に大きなばらつきがあるが、事件数の少ない地方自治体であっても、仮に、事務を取り扱うものとする以上は、国籍事務処理を行う職員を配置する必要があるため、職員の配置に係るコスト(人件費、研修費等)を要することとなる。</p> <p>また、事件数の少ない地方自治体においては、担当する職員が兼務する他の事務の割合が大きくなるが、国籍事務処理に必要な一定の事務処理水準は確保する必要がある。</p> <p>※ 帰化許可申請者数(平成21年)</p> <p>年間申請者数 14,878 人のうち、東京、大阪、横浜及び神戸の4局だけで合計 7,844 人(52.7%)を占め、残りが全国各地に分散している。</p> <p>(4) その他</p> <p>法務本省において国籍事務を担当する職員は数人しかおらず、法務本省において国籍事務を実施することは不可能である。</p> <p>また、国籍事務は、日本の構成員である資格を判断する事務であることから、多かれ少なかれ国がその解釈・運用に関与せざるを得ないと思われ、理念的には、主権国家である以上、誰を国民とするかについて第一義的な判断権限を国が持つことは、ごく自然なことと考えられることから、独法化や民間委託化、事務の廃止・民営化にもなじまない。</p> <p>このほか、政令指定都市など、一部地方自治体において国籍事務を実施することは、新たな二重行政を生じさせるものであり、効率的な事務処理体制とはいえない。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 7 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	各種供託事務 ・弁済供託 ・執行供託 等						
事務・権限の概要	<p>【目的】 「供託制度」は、供託者がある財産を国家機関である供託所に提出し、その管理をゆだね、供託所を通じてその財産をある者に取得させることによって、債務の弁済、裁判上の保証などの一定の法律上の目的を達成させようとする制度であり、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度である。私人間の取引や各種事業者の経済活動、あるいは、裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策に密接に関係している。</p> <p>【根拠法令】 供託法、供託規則 等</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 供託の受理及び供託物の受入れ、払渡の認可及び供託物の払渡し</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	8 1 4 百万円						
関係職員数	2 3 9 人（22 年度末定員） ※供託事務に係る専従職員数である。						
事務量（アウト プット）	<p>○ 供託件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 1 9 年度</th> <th>平成 2 0 年度</th> <th>平成 2 1 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 9 0, 6 2 9</td> <td>6 8 1, 8 7 0</td> <td>7 0 0, 6 2 6</td> </tr> </tbody> </table>	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	7 9 0, 6 2 9	6 8 1, 8 7 0	7 0 0, 6 2 6
平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度					
7 9 0, 6 2 9	6 8 1, 8 7 0	7 0 0, 6 2 6					
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p>						
その他各方面の 意見	【日本司法書士会連合会】 地方移管には反対。						
既往の政府方針 等	平成 2 0 年 1 2 月 8 日地方分権改革推進委員会第 2 次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。						
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">C - c</td></tr></table>	C - c	<p>(1) 「処理基準」の作成について【理由②】 供託事務は、その性質上、全国統一した運用が必要であり、その事務を適正かつ迅速に処理するためには、「処理基準」が必要不可欠と考えられる。 しかし、供託を義務付け、又は供託を許容する根拠法令は約 6 5 0 に上り、また、払渡請求権に対する差押命令や債権譲渡通知書が送付される場合など、供託の種類により供託物払渡請求についての可否の判断は、それぞれ事情が異なるため、国において、判断の基準などを整理したとしても、全国統一性を確保できるような、実務において機能する「処理基準」にはならないのではないかと考えられる。</p> <p>(2) 人材の確保・法務局職員の移管について【理由④】 供託事務を担う供託官は、供託法規はもとより、民法、会社法、民事訴訟法、</p>					
C - c							

	<p>民事保全法等の供託関係法規についての十分な知識とこれを基礎にして適切な法的判断を下すための高度な法律的能力が要求される。</p> <p>このため、法務局では、これまで職員に対して、各年代ごとに、職務遂行に必要な知識・技能を習得させるための各種研修（教官は裁判官や検察官等の法曹有資格者が担当）を計画的に実施するとともに、都市部の繁忙庁への異動や、大量事件を処理する管区局での実務研修を行う等して、大量多種の実際の供託事件を処理させることによって、長期間かけて、専門的知識・能力を持った供託官を継続的に育成し、そのような供託官を全国規模で広域人事異動させることにより、効率的に、全国各地で行政サービスの質を一定水準以上に保ってきたところである。</p> <p>そこで、仮に、供託事務を地方自治体に移管するのであれば、現在の供託官を地方自治体に移管して対処することが現実的な方策と思われるが、現在、供託事務に専従している法務局の職員は約240人程度しかおらず、すべての市町村（約1700）には配置できない。また、市町村で事務を行う場合、必然的に事務処理体制が分散化・細分化されることになり、事件数が少ない市町村に配置された供託官は、処理する事件数や種類が極めて少なくなって、今までのように、経験を通じた知識・能力の継続的な蓄積が困難となるため、事務処理能力の低下が懸念される。</p> <p>(3) 拠点の分散によるコスト増について【理由④】</p> <p>各市町村において、高度な法律的能力を持った者を独自に確保・配置しようとすれば、分散化による経費の増加が発生することとなるほか、供託事務処理システムについても、国が一括して設置・運用管理しており、システムを各地方自治体に分散設置・運用すれば、経費面で多大な増加が発生することとなる。</p> <p>(4) 国庫金としての活用及び即時払渡しについて【理由④】</p> <p>供託金は、国庫金の一つとして取り扱われている保管金であり（会計法第33条等）、国庫金を構成している資金は、国庫金の中において相互に融通し合い、国の支払等に充てられている。供託金は、国庫の中で独立して運用されているわけではなく、国庫金全体として管理され、効率的に活用されている事情にも配慮する必要がある（平成21年度末における供託金等の残高は、約1兆円である。）。</p> <p>また、供託書の記載から時効の起算点が明確でないものも含め、供託から一定期間を経過したものについては、時効による歳入納付の手続をしているが、後に、時効が完成していないことが明らかになった場合は、歳入納付した供託金を回復し、即時に支払を行う必要があり、地方自治体の保管金から支払うとすれば、財政規模が小さい地方自治体については、このような事態に適切に対応できるかという懸念がある。</p> <p>さらに、供託金利息は、国庫から支払った額を、数か月後に国が歳出金から補てんしているところ、財政規模が小さい地方自治体であっても、国から補てんがされるまで、地方自治体の保管金の中から即時に支払を行わなければならない。</p> <p>(5) その他</p> <p>法務本省において供託事務を担当する職員は数人しかおらず、法務本省において供託事務を実施することは不可能である。</p> <p>また、供託事務は、事務の性質上、独法化や民間委託化、事務の廃止・民営化にもなじまない。</p> <p>このほか、政令指定都市など、一部地方自治体において供託事務を実施することは、新たな二重行政を生じさせるものであり、効率的な事務処理体制とはいえない。</p>
備考	<p>昭和45年7月15日最高裁大法廷判決は、「供託事務が大量で、しかも、確実かつ迅速な処理を要する関係上、法律秩序の維持、安定を期するという公益上の目的から、法は、国家の後見的役割を果たすため、国家機関である供託官に供託事務を取り扱わせることとした。」と判示している。</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 8 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	各種登記事務 ・不動産登記 ・商業・法人登記 等						
事務・権限の概要	<p>【目的】 不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を保護するとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなす制度であり、また、商業・法人登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度であり、これらはいずれも、国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度である。</p> <p>このほか、企業の資金調達が多様化を背景とする債権譲渡登記制度や動産譲渡登記制度、高齢化社会を背景とする成年後見登記制度などがある。</p> <p>【根拠法令】 不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、商業登記法、商業登記規則、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律、動産・債権譲渡登記令、動産・債権譲渡登記規則、後見登記等に関する法律、後見登記等に関する政令、後見登記等に関する省令 等</p> <p>【関係する計画・通知等】 オンライン利用拡大行動計画（平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部） 平成 25 年度末のオンライン利用率の目標値 71% 新たな情報通信技術戦略 工程表（平成 22 年 6 月 22 日 IT 戦略本部） バックオフィス連携を前提とした行政機関（国・地方）が保有する情報の共有化を 2015 年度までに実現する方策を検討</p> <p>【具体的な業務内容】 登記所における事務は、「審査事務」と「登記事項証明書等の交付事務」とに分類される。</p> <p>「審査事務」は、申請人（大半は、司法書士や土地家屋調査士等の有資格者からの代理申請）から申請された個々の登記事件について、登記記録、添付情報等から申請された内容が登記することができる適法なものであるかを判断して登記簿に権利の変動等を記録する高度な法律知識を必要とする法律審査事務である。</p> <p>他方、「登記事項証明書等の交付事務」は、登記簿に記録された事項等の証明書等を発行して公開する事務であり、いわゆる公共サービス改革法に基づき、市場化テスト（民間委託）を実施している。</p> <p>このほか、法務局では、緊急性及び必要性の高い都市部の地図混乱地域（公図と現況とが著しく異なる地域）において、地図作成作業を実施しているほか、外部専門家の意見を踏まえ、筆界の位置についての公的な判断を示す筆界特定制度も実施している。</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	63,076 百万円						
関係職員数	7,325 人（22 年度末定員） ※登記事務に係る専従職員数である。						
事務量（アウト プット）	○ 登記事件数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,915,056</td> <td>15,958,962</td> <td>14,529,317</td> </tr> </tbody> </table>	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	16,915,056	15,958,962	14,529,317
平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年					
16,915,056	15,958,962	14,529,317					

	<p>○ 登記事項証明書交付等請求件数</p> <table border="1" data-bbox="427 259 1412 331"> <tr> <td>平成19年</td> <td>平成20年</td> <td>平成21年</td> </tr> <tr> <td>208,291,385</td> <td>205,625,776</td> <td>207,914,430</td> </tr> </table>	平成19年	平成20年	平成21年	208,291,385	205,625,776	207,914,430
平成19年	平成20年	平成21年					
208,291,385	205,625,776	207,914,430					
<p>地方側の意見</p>	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p>						
<p>その他各方面の意見</p>	<p>【日本司法書士会連合会，日本土地家屋調査士会連合会】 地方移管には反対。</p>						
<p>既往の政府方針等</p>	<p>平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。</p>						
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C - c</p> <p>ただし、登記事項証明書等の交付事務については、民間委託を実施しており、C - aとなる。</p> </div>	<p>(1) 「処理基準」の作成について【理由②】 地方自治体が登記事務を実施する場合、全国統一した運用を確保するため、「処理基準」が必要不可欠と考えられる。 ところで、戸籍事務についても、基本的な通知・通達を「処理基準」として設定した上で、市町村において事務処理が行われているが、そもそも戸籍事務では、民法の親族関係部分を中心であり、また、身分関係の法律行為は、婚姻、離婚、養子縁組など類型化されているのに対し、登記事務では、不動産登記法や商業登記法はもとより、民法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律といった民事実体法、民事執行法、倒産法等の民事手続法、さらには、借地借家法といった特別法など、民事法全般に関する広範な登記関係の法令・判例・通達を参照する必要がある。また、戸籍の届出などは当事者が原則一人であるのに対し、登記事件（特に不動産登記）では、共有者や抵当権者がいる場合など当事者・利害関係人が複数である事件が多く、登記事件は、戸籍事件と比べて、格段に複雑な事件が多いと言える。 さらに、個々の事件は、同じ登記事件として分類されるものであっても、それぞれ内容も法律的な検討が必要な問題点も異なる。例えば、同じ所有権移転の登記であっても、その原因は、売買、贈与、相続など形態は様々であり、その実体関係についても、各事件によって様相を異にしていることから、検討すべき問題点についても、必然的に異なる。 そのため、現に存する判断の指針など、戸籍事務に比べてはるかに膨大な既存の通知・通達を「処理基準」として整理することは困難であり、仮に、整理ができたとしても、審査の結果が必ず同一の判断になるような、実務において機能する「処理基準」にはならないのではないかと考えられる。</p> <p>(2) 適正かつ迅速な事件処理について【理由②】 登記事件は、年間約1500万件程度も申請されている一方で、登記事件には、例えば、不動産を売る人、買う人、その不動産を担保に資金を融資する人、売買代金から貸付金の返済を受ける人など利害を持つ多くの関係人が存する事件、所有権移転と差押えが競合している事件、破産や民事再生といったいち早く公示しなければならない事件など、適正かつ迅速な処理を求められる事件が多い。 これらの事件において、その処理に当たり、逐一「処理基準（既存の通知・通達）」を検索していたり、定められた「処理基準（既存の通知・通達）」に直接記載されていない事項について、そのたびに法務省へ照会し回答を得るということになると、上記のような事件には全く対応できないこととなり、経済取引を阻害するばかりか、ひいては、登記制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねない。 現在、市町村における戸籍事務処理に関して、法務局長等による戸籍訂正許可件</p>						

数が年間約1万1千件（1日平均約50件）、判例・先例のない届出、稀有な届出（外国人との養子縁組等）、疑義のある届出（届書の偽造等）等が提出された場合はもちろん、日々の業務運営やトラブルへの対応に関する電話相談等が年間約24万1千件（1日平均約千件）も市町村から法務局に寄せられている実情にあることも踏まえると、地方自治体が登記事務を処理することになった場合には、登記事件処理の遅延及び年間100万件（年間登記事件数は年間戸籍届出事件数の約4倍である。）を上回る電話照会等が法務省に殺到することが想定され、そのためだけの格段の人員体制の整備を図ることが必要となるなど、効率的な行政の実現が困難となるのではないかと考えられる。

(3) 拠点の分散によるコスト増について【理由④】

法務局（登記所）は、本年9月1日現在、全国で456庁設置されており、登記に従事している職員（地図作成及び筆界特定を実施する表示登記専門官は除く。）は、約6,900人である。他方、登記事務を各市区町村に移管した場合、現在の体制と比べて、人件費が少なくとも2倍以上に増加するものと試算される。

また、登記情報システムは、国が一括して設置・運用管理しているところ、システムを各市区町村に分散設置・運用すれば、回線の拠点数や端末台数などが拡大し、システム経費も少なくとも2倍以上に増加するものと試算される。

(4) 人材の確保・法務局職員の移管について【理由④】

登記事件を適正かつ迅速に処理するためには、上記(1)のとおり、広範な登記関係の法令・判例・通達についての十分な知識とこれを基礎にして自ら適切な判断を下すための高度な法律的能力を持った法律専門家を確保・配置する必要がある。

このため、法務局では、これまで職員に対して、各年代ごとに、職務遂行に必要な知識・技能を修得させるための各種研修（教官は裁判官や検察官等の法曹有資格者が担当するほか、1回の研修で最長6か月間のものもある。）を計画的に実施するとともに、都市部の繁忙庁にも定期的に異動させて、大量多様な実際の登記事件を処理させることによって、長期間かけて、専門的知識・能力を持った登記官を継続的に育成し、そのような登記官を全国規模で広域人事異動させることにより、効率的に、全国各地で行政サービスの質を一定水準以上に保ってきたところである。

そこで、仮に登記事務を地方自治体に移管するのであれば、現在の法務局の職員（登記官）を地方自治体に移管して対処することが現実的な方策であると思われる。

しかし、仮に、登記官の移管先を市町村とすると、本年9月1日現在、登記所数は456であるのに対して、市町村数は約1700であり、必然的に事務処理体制が分散化・細分化されることになる。事件数が少ない市町村に配置された登記官は、処理する事件数や種類が極めて少なくなり、今までのように、経験を通じた知識・能力の継続的な蓄積が困難となるため、事務処理能力の低下が懸念される。

さらに、昨今の市町村における総合窓口の流れを受けて、登記官が、他の業務と兼務することになれば、専門的な事務処理能力は急速に低下するおそれがある（なお、市町村における戸籍事務担当職員については、8割超の職員が他の事務を兼務しているほか、5割超の職員が経験年数3年未満となっている。）。

(5) 効率的で機動的な事務処理体制について【理由③④】

近年創設された「債権譲渡登記」、「動産譲渡登記」及び「成年後見登記」は、東京法務局に事務が一元化されており、事務処理体制の効率化を図っている。

また、商業・法人登記の申請は、大都市部に集中しており、特に定時株主総会を開催する6月末から7月当初にかけて申請が集中する場合や、阪神淡路大震災などの自然災害が発生した場合など、都道府県の枠を越える場合も含め、全国の法務局から人員を融通するといった機動的かつ柔軟な事務処理体制も確立している。

各地方自治体が登記事務を実施する場合に、事務処理体制を硬直化させることなく、現行の事務処理体制の効率性・柔軟性を維持することは困難ではないかと考えられる。

(6) 「地図作成」や「筆界特定制度」について【理由④】

市町村も地籍調査を行っているが、その進捗率は平成21年度末時点で49%にとどまっている。特に、都市部では筆界の認定が困難で地籍調査が進んでおらず、進捗率も21%にとどまっており、地籍調査を行った地域においても筆界未定が多い。

そこで、法務局では、地図作成を求める市町村からの要望を受けて、地図整備の必要性・緊急性を踏まえ、市町村が地籍調査を実施することが困難である都市部の地図混乱地域において地図の作成作業を実施しており、平成16年度から平成20年度までの間に46k㎡の地域において地図を作成し、現在は、平成21年度から平成28年度までに130k㎡の地域において地図を作成するとの計画の下に作業

	<p>を進めているところである。すなわち、現在、市町村が主体的に行うべき事務と国が主体的に行うべき事務とが、既に住み分けられている。</p> <p>また、筆界特定制度は、裁判所における境界確定訴訟には時間的・経済的なコストがかかるなどの問題点の指摘等があったため、それに代替するものとして制度化されたものであり、また、法務局には、筆界に関する知識・能力を有する「表示登記専門官」が存在することを前提として制度設計されたものである。</p> <p>仮に、事務の移管先を市町村とするのであれば、法務局の職員を市町村に移管して対応することが考えられるが、「地図作成」や「筆界特定制度」を実施する「表示登記専門官」は、全国で400人程度しかおらず、すべての市町村（約1700）に配置できないことから、各市町村において、筆界の特定など、高度な法律的能力を持った者を独自に確保・配置する必要がある。</p> <p>(7) 登録免許税について 登録申請には登録免許税が課税されること、登録免許税は国税であり、国税の徴収事務の一部を国以外の行政機関が行っている例はないことも配慮する必要がある。</p> <p>(8) 登記の公平・中立性の確保について 不動産登記（権利に関する登記）においては、登記上利害が対立する両当事者（例えば、不動産の売主と買主）が共同して申請することを原則としているが、地方自治体では、道路や宅地造成等の事業を行っており、登記申請の一方の当事者であることが多い。また、不動産登記（表示に関する登記）や地図作成、筆界特定においても、市有地の地目の認定や、市道や市有地と私有地との筆界確認など、地方自治体が当事者になることが多い。</p> <p>このように、地方自治体は、登記に利害関係を有する場合が多く、利害関係を有する者と審査する者が同一ということになると、登記の公平・中立性を疑われる可能性があり、ひいては、登記制度そのものに対する信頼を失うおそれもあるのではないかと考えられる。</p> <p>(9) 地域住民の利便性の向上について 「登記事項証明書等の交付事務」については、民間が担うことができるものは民間にゆだね、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るという観点から、いわゆる公共サービス改革法に基づく民間委託を実施しており、事務権限の整理が実現されているところである。</p> <p>他方、登記所が配置されていない地域における住民の利便性向上策については、現在においても、国において、オンラインによる交付請求や証明書発行請求機による交付請求等の方策を実施しているものの、更なる地域住民の利便性を向上させる観点から、関係自治体の意向等も踏まえ、証明書発行請求機の設置拡大の方策について検討しているところである。</p> <p>さらに、上記のとおり、バックオフィス連携が実現すれば、地方自治体において登記情報を活用することができ、地方自治体における総合行政の確立にも資するものと考えられる。</p> <p>(10) その他 登記事務は、事務の性質上、独法化や民間委託化、事務の廃止・民営化にもなじまない。</p> <p>このほか、政令指定都市など、一部地方自治体において登記事務を実施することは、新たな二重行政を生じさせるものであり、効率的な事務処理体制とはいえない。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 9 ）
-----------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）													
事務・権限名	司法書士に対する監督、司法書士会の会則の認可に関する事務等												
事務・権限の概要	<p>【目的】 「司法書士」は、他人の依頼を受けて、登記又は供託に関する手続について代理すること、官庁のうち、裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類又は電磁的記録を作成することをその主な業務とする者である。 「司法書士制度」は、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護等に寄与するために認められているものである。</p> <p>【根拠法令】 司法書士法、司法書士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 司法書士（法人）に対する懲戒処分及び司法書士会の会則の認可</p> <p>(1) 懲戒処分 懲戒処分の申立てがあった場合、管轄する法務局・地方法務局長（以下「法務局長」という。）は、事実関係の認定を行い、業務の停止等の懲戒処分を行う。</p> <p>(2) 会則の認可 会則を変更しようとする司法書士会は、管轄する法務局長に認可の申請を行う。法務局長は、法務大臣に進達し、法務大臣は、日本司法書士会連合会の意見を聴取した上で、認可の判断を行う。認可された場合、法務局長は、認可書を交付する。</p>												
予算の状況 （単位：百万円）	なし												
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人（ただし、他の業務も兼務している。）												
事務量（アウト プット）	<p>○ 司法書士登録者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20.3.31 現在</th> <th>21.3.31 現在</th> <th>22.3.31 現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,996</td> <td>19,419</td> <td>19,782</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 司法書士会単位会数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	20.3.31 現在	21.3.31 現在	22.3.31 現在	18,996	19,419	19,782	平成19年度	平成20年度	平成21年度	50	50	50
20.3.31 現在	21.3.31 現在	22.3.31 現在											
18,996	19,419	19,782											
平成19年度	平成20年度	平成21年度											
50	50	50											
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市は実施することが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p>												
その他各方面の 意見	<p>【日本司法書士会連合会】 地方移管には反対。</p>												

<p>既往の政府方針等</p>	<p>平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="197 360 363 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>C - c</p> </div>	<p>(1) 事務処理の最適化について【理由④】</p> <p>司法書士の業務の中心は、登記に関することであることから、司法書士に関する懲戒処分の申立ての内容についても、必然的に登記の申請手続に関するものが多く、懲戒処分の検討に当たり事実関係を調査する際には、関係者等への事情聴取のほか、登記申請書類や付属書類などの調査を行う必要がある。</p> <p>そのため、調査に当たっては、登記実務に関する専門的知識が不可欠であり、さらに、登記申請書類や付属書類などは登記事務の実施主体が保管していることを踏まえれば、懲戒権を適正かつ迅速に行使するためには、登記事務の実施主体が懲戒権を有することが適当である。</p> <p>同様に、司法書士会は、会員（司法書士）の品位を保持し、登記を中心とする業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に設立されることから、登記事務の実施主体が認可手続に関与することが適当である。</p> <p>したがって、行政運営の最適化・効率化の観点から、司法書士に対する懲戒処分、司法書士会の会則の認可に関する事務等については、政令指定都市であるか否かにかかわらず、登記事務の実施主体が担うことが適当である。</p> <p>(2) その他</p> <p>国が実施する場合、法務本省で実施することも考えられるが、司法書士会は、法務局・地方法務局の管轄区域ごとに設立されており、登記実務に関する会員への指導内容や会則の変更についての事前の相談等、法務局・地方法務局とも緊密に連携して、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に努めている実情にあることを踏まえれば、各司法書士会の利便性を維持する観点から、法務局・地方法務局で事務を実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 10 ）
-----------------	------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）													
事務・権限名	土地家屋調査士に対する監督，土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等												
事務・権限の概要	<p>【目的】 「土地家屋調査士」は，他人の依頼を受けて，表示の登記について必要な土地又は家屋に関する調査，測量及び申請手続の代理をすることをその主な業務とする者であり，常に品位を保持し，業務に関する法令及び実務に精通して，公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされている。</p> <p>「土地家屋調査士制度」は，不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し，もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するために認められているものである。</p> <p>【根拠法令】 土地家屋調査士法，土地家屋調査士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <p>(1) 懲戒処分 懲戒処分の申立てがあった場合，管轄する法務局・地方法務局長（以下「法務局長」という。）は，登記申請書や関係書類の調査，関係者への事情聴取や各土地家屋調査士会に調査委嘱を行うなどの方法により，事実関係の認定を行い，懲戒処分を行う。</p> <p>(2) 会則の認可 会則を変更しようとする土地家屋調査士会は，管轄する法務局長に認可の申請を行う。法務局長は，法務大臣に進達し，法務大臣は，連合会の意見を聴取した上で，認可の判断を行う。認可された場合，法務局長は，認可書を交付する。</p>												
予算の状況 （単位：百万円）	なし												
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人（ただし，他の業務も兼務している。）												
事務量（アウト プット）	<p>○ 土地家屋調査士登録者数</p> <table border="1"> <tr> <td>20.3.31 現在</td> <td>21.3.31 現在</td> <td>22.3.31 現在</td> </tr> <tr> <td>18,384</td> <td>18,253</td> <td>18,089</td> </tr> </table> <p>○ 土地家屋調査士会単位会数</p> <table border="1"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>平成20年度</td> <td>平成21年度</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </table>	20.3.31 現在	21.3.31 現在	22.3.31 現在	18,384	18,253	18,089	平成19年度	平成20年度	平成21年度	50	50	50
20.3.31 現在	21.3.31 現在	22.3.31 現在											
18,384	18,253	18,089											
平成19年度	平成20年度	平成21年度											
50	50	50											
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし，登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから，最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で，市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と，引き続き国において実施すべきという意見があることから，今後更なる検討が必要。ただし，指定都市は実施することが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合，管轄範囲の縮小により，総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や，「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが，それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから，今後更なる検討が必要。</p>												

<p>その他各方面の意見</p>	<p>【日本土地家屋調査士会連合会】 地方移管には反対。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="197 434 363 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>C - c</p> </div>	<p>(1) 事務処理の最適化について【理由④】 土地家屋調査士の業務の中心は、登記に関することであることから、土地家屋調査士に関する懲戒処分の申立ての内容についても、必然的に登記の申請手続に関するものが多く、懲戒処分の検討に当たり事実関係を調査する際には、関係者等への事情聴取のほか、登記申請書類や付属書類などの調査を行う必要がある。 そのため、調査に当たっては、登記実務に関する専門的知識が不可欠であり、さらに、登記申請書類や付属書類などは登記事務の実施主体が保管していることを踏まえれば、懲戒権を適正かつ迅速に行使するためには、登記事務の実施主体が懲戒権を有することが適当である。 同様に、土地家屋調査士会は、会員（土地家屋調査士）の品位を保持し、登記を中心とする業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に設立されることから、登記事務の実施主体が認可手続に関与することが適当である。 したがって、行政運営の最適化・効率化の観点から、土地家屋調査士に対する懲戒処分、土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等については、政令指定都市であるか否かにかかわらず、登記事務の実施主体が担うことが適当である。</p> <p>(2) その他 国が実施する場合、法務本省で実施することも考えられるが、土地家屋調査士会は、法務局・地方法務局の管轄区域ごとに設立されており、登記実務に関する会員への指導内容や会則の変更についての事前の相談等、法務局・地方法務局とも緊密に連携して、登記手続の円滑な実施に努めている実情にあることを踏まえれば、各土地家屋調査士会の利便性を維持する観点から、法務局・地方法務局で事務を実施することが適当である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 1 1 ）
-----------------	-------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	司法書士試験の実施						
事務・権限の概要	<p>【目的】 司法書士となる資格を有する者は、主に司法書士試験に合格した者であるため、法務大臣は、毎年1回、司法書士試験を実施している。</p> <p>【根拠法令】 司法書士法、司法書士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務（全国50会場）</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	58百万円						
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人 （ただし、他の業務も兼務している。また、試験当日の職員数は含まない。）						
事務量（アウト プット）	<p>○ 出願者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,007</td> <td>32,558</td> <td>33,166</td> </tr> </tbody> </table>	平成20年度	平成21年度	平成22年度	33,007	32,558	33,166
平成20年度	平成21年度	平成22年度					
33,007	32,558	33,166					
地方側の意見	【全国知事会】 廃止・民営化等						
その他各方面の 意見							
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされた。						
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>○ 効率的な事務処理体制について【理由④】 地方分権改革推進委員会第2次勧告を受けて、市場化テストの実施による民間委託を検討している。 しかしながら、司法書士試験は、年1回実施しているところ、筆記試験の実施日のみ、全国の多数の法務局・地方法務局の応援職員の休日対応により実施しており、その他の業務は、ごく短期間の繁忙期を除き、全国の法務局・地方法務局において当該試験関係業務のみを専従で行う職員が存在しない形で実施しているため、市場化テストを実施しても、市場化テストの趣旨である「経費の削減」にはつながらないなど、市場化テストの実施に当たっては、解決すべき課題がある。</p>						
備考							

C-a

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（ 1 2 ）
-----------------	-------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）							
事務・権限名	土地家屋調査士試験の実施						
事務・権限の概要	<p>【目的】 土地家屋調査士となる資格を有する者は、主に土地家屋調査士試験に合格した者であるため、法務大臣は、毎年1回、土地家屋調査士試験を実施している。</p> <p>【根拠法令】 土地家屋調査士法、土地家屋調査士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】 【具体的な業務内容】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務（全国9会場）</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	13百万円						
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人 （ただし、他の業務も兼務している。また、試験当日の職員数は含まない。）						
事務量（アウト プット）	<p>○ 出願者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,270</td> <td>7,234</td> <td>6,739</td> </tr> </tbody> </table>	平成20年度	平成21年度	平成22年度	7,270	7,234	6,739
平成20年度	平成21年度	平成22年度					
7,270	7,234	6,739					
地方側の意見	【全国知事会】 廃止・民営化等						
その他各方面の 意見							
既往の政府方針 等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされた。						
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-a</div>	<p>○ 効率的な事務処理体制について【理由④】 地方分権改革推進委員会第2次勧告を受けて、市場化テストの実施による民間委託を検討している。</p> <p>しかしながら、土地家屋調査士試験は、年1回実施しているところ、筆記試験の実施日のみ、全国の多数の法務局・地方法務局の応援職員の休日対応により実施しており、その他の業務は、ごく短期間の繁忙期を除き、全国の法務局・地方法務局において当該試験関係業務のみを専従で行う職員が存在しない形で実施しているため、市場化テストを実施しても、市場化テストの趣旨である「経費の削減」にはつながらないなど、市場化テストの実施に当たっては、解決すべき課題がある。</p>						
備考							

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：法務局・地方法務局 整理番号（ 13 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	人権擁護に関する事務
事務・権限の概要	<p>【目的】 我が国の人権擁護制度は、基本的人権の保障を重要な柱とする日本国憲法が昭和22年に施行されたのを受けて、人権の尊重を基本とした平和で豊かな社会の実現を目指して、昭和23年に創設された。</p> <p>国民の基本的人権を擁護する事務を所掌する国の機関としては、法務省人権擁護局並びにその下部機関である法務局・地方法務局及びその支局が設置され、また、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が全国に配置されており、人権侵害事件の調査救済活動、人権相談、人権啓発活動等の事務に当たっている。</p> <p>【根拠法令等】 日本国憲法、法務省設置法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権擁護委員法、人権侵害事件調査処理規程、人権相談取扱規程 等</p> <p>【関係する計画・通知等】 ・人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申） ・人権救済制度の在り方について（平成13年5月25日人権擁護推進審議会答申） ・人権擁護委員制度の改革について（平成13年12月21日人権擁護推進審議会答申） ・人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <p>ア 人権侵害事件の調査救済活動 人権侵害事件の調査処理は、被害者等からの救済の申出がなされた場合、新聞などから人権侵害の疑いのある事実を探知した場合等に救済手続を開始し、その手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を実施した上で、適正な事実認定、法令・判例に従った人権侵害性の判断等を行い、事案に応じた措置を講ずるものである。</p> <p>人権問題は、対立が先鋭化しがちなセンシティブな問題であることから、全国の法務局・地方法務局においては、国民からの信頼を確保し、その機能を十全に果たすため、各種人権問題に対して、中立・公正な立場で対処している。</p> <p>イ 人権相談 人権相談は、広く人権に関する相談を受け付け、相談者に対して必要な助言等を行うものであり、人権侵害事件の端緒を得るためのアンテナ機能を有するものである。</p> <p>全国の法務局・地方法務局では、女性や子どもの人権に関する電話相談を専門に扱う「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」、全国の小中学生に配布し、子どもからの手紙による相談に積極的に応じるための「子どもの人権SOSミニレター」、インターネットを利用して人権相談を受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」などにより、各種の人権問題に対して幅広く相談を受け付けている。</p> <p>ウ 人権啓発活動 人権啓発活動は、国民一人一人の人権意識を高め、国民の人権に関する理解を深めるための活動である。</p> <p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）では、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定・実施することは、国の責務とされている（4条）。人権啓発活動による人権尊重理念の普及は、国民の人権保障につながるものであり、全国的に一定の水準が確保されることが不可欠である。また、全国で行われている人権相談や人権侵害事件の調査処理の状況等を踏まえ、全国的な啓発活動を行うべき人権課題を早期に把握して人権啓発活動を実施し、人権侵害を未然に防ぐための役割を果たしている。</p>

予算の状況 (単位:百万円)	3, 5 9 7 百万円																																																																																																												
関係職員数	2 3 8 人 (平成 22 年度末定員) ※人権擁護事務に係る専従職員数である。																																																																																																												
事務量 (アウト プット)	<p>人権相談事件取扱件数及び人権侵犯事件新規開始件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談事件</td> <td>273,269</td> <td>261,634</td> <td>257,275</td> </tr> <tr> <td>人権侵犯事件</td> <td>21,606</td> <td>11,415</td> <td>21,218</td> </tr> </tbody> </table> <p>人権啓発活動実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講演会</td> <td>回数</td> <td>5,197</td> <td>5,082</td> <td>5,155</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>616,868</td> <td>604,721</td> <td>618,048</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">座談会・討論会</td> <td>回数</td> <td>781</td> <td>980</td> <td>886</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>27,897</td> <td>28,654</td> <td>35,677</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">映画会</td> <td>回数</td> <td>846</td> <td>728</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>92,661</td> <td>86,891</td> <td>83,678</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究会</td> <td>回数</td> <td>1,690</td> <td>1,878</td> <td>1,874</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>43,442</td> <td>51,608</td> <td>66,886</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参加型活動</td> <td>回数</td> <td>1,073</td> <td>1,163</td> <td>1,406</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>673,106</td> <td>486,613</td> <td>609,606</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ラジオ放送</td> <td>回数</td> <td>166</td> <td>165</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>放送時間</td> <td>1,879</td> <td>2,137</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テレビ放送</td> <td>回数</td> <td>331</td> <td>364</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>放送時間</td> <td>10,692</td> <td>86,268</td> <td>82,680</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線放送</td> <td>回数</td> <td>1,074</td> <td>868</td> <td>863</td> </tr> <tr> <td>放送時間</td> <td>21,861</td> <td>13,720</td> <td>14,891</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新聞紙</td> <td>回数</td> <td>1,121</td> <td>1,017</td> <td>1,222</td> </tr> <tr> <td>発行部数</td> <td>6,964</td> <td>6,663</td> <td>6,866</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td>配布数</td> <td>14,394</td> <td>107,613</td> <td>194,802</td> </tr> <tr> <td>パンフレット等</td> <td>配布数</td> <td>6,862,136</td> <td>6,161,833</td> <td>4,428,948</td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	人権相談事件	273,269	261,634	257,275	人権侵犯事件	21,606	11,415	21,218			平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	講演会	回数	5,197	5,082	5,155	参加者数	616,868	604,721	618,048	座談会・討論会	回数	781	980	886	参加者数	27,897	28,654	35,677	映画会	回数	846	728	732	参加者数	92,661	86,891	83,678	研究会	回数	1,690	1,878	1,874	参加者数	43,442	51,608	66,886	参加型活動	回数	1,073	1,163	1,406	参加者数	673,106	486,613	609,606	ラジオ放送	回数	166	165	169	放送時間	1,879	2,137	3,086	テレビ放送	回数	331	364	379	放送時間	10,692	86,268	82,680	有線放送	回数	1,074	868	863	放送時間	21,861	13,720	14,891	新聞紙	回数	1,121	1,017	1,222	発行部数	6,964	6,663	6,866	ポスター	配布数	14,394	107,613	194,802	パンフレット等	配布数	6,862,136	6,161,833	4,428,948
	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年																																																																																																										
人権相談事件	273,269	261,634	257,275																																																																																																										
人権侵犯事件	21,606	11,415	21,218																																																																																																										
		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年																																																																																																									
講演会	回数	5,197	5,082	5,155																																																																																																									
	参加者数	616,868	604,721	618,048																																																																																																									
座談会・討論会	回数	781	980	886																																																																																																									
	参加者数	27,897	28,654	35,677																																																																																																									
映画会	回数	846	728	732																																																																																																									
	参加者数	92,661	86,891	83,678																																																																																																									
研究会	回数	1,690	1,878	1,874																																																																																																									
	参加者数	43,442	51,608	66,886																																																																																																									
参加型活動	回数	1,073	1,163	1,406																																																																																																									
	参加者数	673,106	486,613	609,606																																																																																																									
ラジオ放送	回数	166	165	169																																																																																																									
	放送時間	1,879	2,137	3,086																																																																																																									
テレビ放送	回数	331	364	379																																																																																																									
	放送時間	10,692	86,268	82,680																																																																																																									
有線放送	回数	1,074	868	863																																																																																																									
	放送時間	21,861	13,720	14,891																																																																																																									
新聞紙	回数	1,121	1,017	1,222																																																																																																									
	発行部数	6,964	6,663	6,866																																																																																																									
ポスター	配布数	14,394	107,613	194,802																																																																																																									
パンフレット等	配布数	6,862,136	6,161,833	4,428,948																																																																																																									
地方側の意見	<p>【全国知事会】 地方移管。ただし、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会】 組織のスリム化・統合をした上で、市町村（広域連携を含む。）に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市はやることが可能。</p> <p>【全国町村会】 「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p>																																																																																																												
その他各方面の意見																																																																																																													
既往の政府方針等	平成 2 0 年 1 2 月 8 日地方分権改革推進委員会第 2 次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。																																																																																																												
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに、国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。一方、地方自治体は、その地域の実情を踏まえ、人権の擁護を図っている。このように、人権の擁護は、国及び地方自治体が連携協力して実施すべきものであって、相互に排斥し合うものではない。したがって、人権擁護事務に関する自己仕分けに当たっては、「国が独占的に行っているものを、地方にその権限等を『移管』する」という観点からではなく、「国が、一切の人権擁護事務を行わず、地方自治体のみが人権擁護事務を行うこととするのか、それとも引き続き、国も人権擁護事務を行うのか」という観点から検討することが必要となる。</p> <p>以下、法務局・地方自治体法務局が所掌する人権擁護事務に関し、ア人権侵犯事件の調査救済活動、イ人権相談、ウ人権啓発活動の 3 つに分類した上で、検討する。</p>																																																																																																												

C - c

ただし、人権啓発活動、地方委託事業のうち地方自治体において、その地域の独自性を活かして実施される講演会開催、資料作成、放送（テレビ・ネット・インターネット）、新聞広報、地域総合情報誌掲載、地域指導者研修会開催の各委託事業については、

A - a

ア 人権侵犯事件の調査救済活動

(1) 「処理基準」の作成について【理由②】

人権侵犯事件の調査救済活動においては、人権侵害の被害者に対する実効的な救済を図るため、被害者からの申告内容について、関係者に対する事情聴取等の調査を実施し、認定できた事実について、様々な法令及び判例に従って違法性の判断をした上で、適切な措置を選択しており、準司法的作用の実質を有し、全国統一的な判断が必要となる。

仮に、国が人権侵犯事件の調査救済活動を行わず、地方自治体のみがこれらを担うこととすると、同様の事件について地方自治体ごとに異なった判断がされるなどし、人権侵害の被害者の救済に地域的な格差が生ずるおそれがあり、国民の人権擁護が十分に図られているとは言えない事態となることも懸念される。また、人権侵害の態様等は多種多様であって、個別の事件について事実認定を行い、法令を適用するものであることから、国が地方自治体に対して事務処理等の基準を提示することで全国統一的な判断を確保することは、現実的には困難である。

(2) 中立・公正で実効的な事件処理について【理由②】

人権問題は、対立が先鋭化しがちなセンシティブな問題であり、人権救済機関が国民からの信頼を確保し、その機能を十全に果たすには、調査救済活動が中立・公正に行われることが不可欠であるところ、地方自治体においては、各種団体等と身近に接触する機会が多いことなどから、すべての地方自治体において、行政の主体性が十分に確立され、調査救済活動が中立・公正に行われるかという問題がある。また、仮に、国が人権侵犯事件の調査救済活動を行わず、地方自治体のみがこれらを担うこととした場合、刑務所など公権力による人権侵害等について実効的な救済がなされないおそれもある点を考慮すると、今後、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じかねず、新たな人権問題にも発展しかねないものと考えられる。

(3) 効果的・効率的な事務処理体制について【理由④】

人権侵犯事件の調査救済活動においては、上記のとおり、適正な事実認定、法令・判例に従った違法性の判断が必要であることから、法的専門性を備えた職員を確保する必要があるが、見込まれる事務量が微少となるような地方自治体も含め、すべての地方自治体でこうした的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が可能とは言い難く、また、仮に整備ができたとしても、行政効率が著しく非効率になるものと考えられる。

この点、現行体制では、地方法務局、地方法務局を指揮監督する法務局、さらにこれら法務局・地方法務局に対する指示等の役割を担う法務省人権擁護局との3者において、調査救済活動に要する人的資源を適正に配分することにより、調査事項の策定や調査の実施、調査結果を踏まえた事実認定・法的判断、措置の選択等について、事案の性質に応じた連携・指導体制を執り、これらを適正・迅速に行うことが可能となっており、実効的な被害者救済に役立っている。

(4) 本省への引上げについて

人権侵犯事件は、例年、年間約2万件であるところ、その調査救済活動においては、事実認定を行う前提として、事件当事者その他関係者に対する事情聴取等の調査が不可欠であることから、これを本省で直接実施とした場合、これら事件の調査に遅延を来し、被害者に対する迅速な救済が困難となる。したがって、現在、全国の法務局・地方法務局で実施している人権侵犯事件の調査救済活動について、本省への事務・権限の引上げは困難である。

イ 人権相談

(1) 人権相談の位置づけについて

人権侵害の被害者に対する実効的な救済を図るためには、人権侵犯事件の端緒を迅速かつ的確に把握する必要があり、そのために、全国的な規模で広く人権にかかわる相談を受け付け、事件の端緒をできる限り多く得ることが不可欠である。人権相談と人権侵犯事件の調査救済活動は人権救済の一環であって、切り離すことは著しく困難である。

国及び地方自治体が行う人権擁護活動は、相互に連携協力しつつ実施するものであって、それは人権相談においても例外ではなく、国民の人権擁護の観点からは、国が人権相談活動を行わず、地方自治体のみが人権相談活動を行うことは相当ではない。したがって、上記人権侵犯事件の調査救済活動と同様に、人権相談についても国が実施することが否定されるものではない。

(2) 効果的・効率的な事務処理体制について【理由④】

国が人権侵犯事件の調査救済活動を行うことを前提とすれば、地方自治体のみが人権相談を行い、国自身が、直接、人権相談を実施しないこととなると、人権相談で得られた情報が人権侵犯事件の調査手続にすぐに引き継がれなかったり、広域的な事件に対して十分な調査体制が迅速に組めないなど、調査手続を円滑に進めることが困難となり、人権侵害の被害者に対する簡易・迅速な行政救済が図られなくなるおそれがある。

(3) 本省への引上げについて

法務局・地方法務局ではなく、本省で人権相談を直接実施することとした場合、相談者の窓口へのアクセスが著しく困難となり、広く人権相談を受け付けることができなくなる。したがって、事務・権限の本省への引き上げは困難である。

ウ 人権啓発活動

(1) 国として行うべき人権啓発活動があることについて【理由②】

国民一人一人の人権が十分に尊重される社会とするためには、基本的人権尊重の理念が国民一人一人に浸透していることが前提であり、この理念を普及させることは、憲法上の要請であると同時に、国際的要請でもある。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）においては、人権啓発に関する施策を策定・実施することは国の責務とされ、地方自治体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた人権啓発に関する施策を策定・実施することがその責務とされている（4条、5条）。このように、人権啓発活動については、国と地方自治体とが相互に連携し合いながら行われることが期待されており、このような連携が十分に図られることにより、全国的に一定水準が確保され全国的な視点に立った人権啓発活動と、それぞれの地域に根ざした人権啓発活動とが確保されるのであって、国と地方自治体のどちらか一方が行って事足りるものではない。

とりわけ、国際社会の中においては、国としての人権啓発活動の実施が求められることも多く、それにもかかわらず、国としての人権啓発活動を行わない、あるいは、地域格差が生じているというような事態を生ずれば、国際社会から強い非難を受けることは免れないのであって、国として行うべき啓発活動は否定されないものとする。

なお、国は、国が行うべき人権啓発活動のうちの一部について、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（以下「人権啓発活動地方委託事業」という。）。人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みである。この人権啓発活動地方委託事業は、①法務局・地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう国が直接マネジメントすることで全国的に一定水準の啓発活動を確保するもの（以下「ネットワーク事業」という。）と、②地方自治体が地域の独自性を活かして実施する講演会の開催、資料作成、スポット広告、新聞広報等の事業（以下「非ネットワーク事業」という。）に大別されるが、①のネットワーク事業については、国が全国的に一定水準の啓発活動を展開するに当たって、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもと、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。

これに対して、②の非ネットワーク事業は、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて企画を行い、全国的な一定水準の確保という観点から法務局が査定を行った上、各地方自治体に実施を申し入れているものであるが、地域の実情や特性に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであって、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが地域主権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業のうち②の非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられる。

ただし、非ネットワーク事業についても、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動がなされないというような事態は避けなければならず、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。

(2) 国として行うべき人権啓発活動に関する基準の設定について【理由②③】

国として行うべき人権啓発活動については、国が基準を策定し、実施は地方自治体のみが行うという考え方もあり得るところである。

しかし、上記(1)のように、国として行うべき人権啓発活動があることは否定

	<p>されるものではないと考えられるところ、各地方自治体の財政状況や地域特性等を背景に地方自治体における人権啓発活動が十分に実施されないような事態が生じた場合には、国民にとっての一定水準の人権啓発が確保されないこととなる。</p> <p>また、法務省の人権擁護機関では、全国で行われている人権相談や人権侵犯事件の調査救済活動を通じて得た情報、知見等を踏まえ、全国的な啓発活動を行うべき人権課題を早期に把握して人権啓発活動を実施している。国が直接人権啓発活動を実施することが否定されてしまえば、全国的に生起する可能性があり、緊急に対応する必要がある人権課題等に対して、速やかな全国展開を行うことが困難となる事態を生じかねない。</p> <p>したがって、地方自治体がその人権啓発活動を充実させていくことは大いに期待される場所であるが、国自身が担わなければならないものについては、基準の設定のみによって、事務の円滑な遂行を確保していくことは必ずしも現実的ではないものと思われる。</p> <p>なお、国が指示を行うことを認めて、地方自治体における実施を確保する、という方策も考えられなくはない。しかし、本来、連携協力関係にあるべき国と地方自治体との人権啓発活動にとって必ずしも好ましいものとは考えられない上、全国的規模で行うべき人権啓発活動にあつては、国が実施する方が、確実に低コストで実施し得るものと考えられる。</p> <p>(3) 国として行うべき人権啓発活動の本省への引上げについて</p> <p>人権啓発については、国、地方自治体を始めとする各人権啓発実施主体が相互に連携協力していくことが、効果的・効率的な事務の執行のために必要であり、現在、各人権啓発主体がネットワーク協議会を形成し、相互に連絡・調整しながら、人権啓発活動を進めている。本省のみで、この人権啓発を行うとすると、ネットワーク協議会との十分な連携が確保できなくなり、効果的・効率的な人権啓発活動の実施に困難を来すことが予想されるため、事務・権限の本省への引き上げは困難である。</p>
備考	